

令和 7 年度第 2 回公文書管理向上委員会 会議結果

開催日時：令和 7 年 1 月 7 日(金)

午前 11 時～正午

会 場：会議室棟 1 階 第 2 会議室

事案担当：情報公開・文書管理課（内線 2215）

〔件名〕 令和 7 年度第 2 回公文書管理向上委員会について

〔目的〕

「公文書の管理状況に関する自己点検の結果」「公文書管理強化月間の結果」「公文書の作成状況に関する定期調査（前期）」について報告し、意見交換するもの。

その他、「文書作成に関する研修の実施」及び「令和 7 年度の保管状況等に関する実地調査の実施」について説明し、意見聴取するもの。

〔事案の概要〕

- ・報告 3 件 公文書の管理状況に関する自己点検の結果について
　　公文書管理強化月間の結果について
　　公文書の作成状況に関する定期調査（前期）について
- ・その他 2 件 文書作成に関する研修の実施について
　　令和 7 年度の保管状況等に関する実地調査の実施について

（●構成員、○事務局）

〔会議経過〕

運営責任者（若林総務局長）挨拶の後、報告事項及びその他について、公文書監理官及び事務局である情報公開・文書管理課から説明を行った。

〔意見等〕

【次第 3 報告（1）公文書の管理状況に関する自己点検の結果について】
特になし。

【次第 3 報告（2）公文書管理強化月間の結果について】
特になし。

【次第 3 報告（3）公文書の作成状況に関する定期調査（前期）について】

●最近の教育委員会で起きた出来事で、後援申請の不承認の通知を発する際に、行政処分

でないにも関わらず、行政不服審査法に基づく教示をしていた事例があった。これについて職員に指摘したが、内容が伝わらない職員がまだ何人もいる。

また、今日のニュースで、本来公費負担で購入すべきものを、PTAの寄付で購入しているという記事があった。報道機関からの照会に対し、本市としてどのような回答をしたのか確認したところ、学校名を伏せないで回答しており非常に驚いた。学校名や購入した備品の数量など個別・具体的なことまで回答する必要はないものと考える。

公文書を適切に管理することは大切なことだが、その前提として、作成・保管する公文書の中身が適切な手続きに基づいたものであることが必要である。

審議会の件に関して言えば、条例設置の附属機関と要綱設置の会議体において、報酬又は謝礼の金額設定は異なるものであるにも関わらず、同一基準で支払いをしている事例があった。附属機関と附属機関以外の会議体の違いを、班長級をはじめ、課長級あるいは部長級に至るまで認識していない実態があるのだと思う。

公文書の保管だけを確認するのではなく、その中身の適正さも含めて、研修等を通じて伝えていってほしい。（河崎教育局長）

⇒○附属機関の件に関して言えば、情報公開・文書管理課の周知が足りない部分もあるものと思っている。本来は、審議会や協議会等の成り立ちの部分から丁寧に伝えていかなくはならないものと反省しているので、しっかりと取り組ませていただきたい。（湯田情報公開・文書管理課長）

●市長レクの報告については、ある所属だけ報告が上がって来て、他からは上がってこないという状況があった。また、その報告についても、逐語録で作成されており、かつ、局長決裁だったため、それが正しい運用なのか確認した経過がある。国でも、そのような記録を残すことはしていたが、決裁を上げることはしていなかったので、本市独自の取組だと感じた。確認だが、市長レクの内容は、ポイントや概要だけ記録すれば、逐語録で作成しなくともよいと思う。また、決裁区分も課長決裁で足りるものと思う。さらに、保存期間についても1年保存なのか、いわゆる意思決定の関連文書として、1年以上で保存すべきなのか取扱いについて教えていただきたい。（鈴木都市建設局長）

⇒○逐語録の件に関しては、鈴木局長の認識どおり、逐語でなくとも、要点やどのような指示があったか分かれば問題ないものとしている。ただ、所属によって異なる取扱いをしている現状は、私たちの伝え方に足りない部分があるものと思うので見直していく。

決裁区分の件に関しては、市長等からの指示を組織の中で共有していくという観点からも、例えば、課長決裁で終わってしまうと、その先の部長や局長に本当に共有されているのかという点で疑問が残ってしまうため、濁した言い方になるが、内容に応じて変わってくるものと考える。

保存期間については、例えば、10年保存の事業に関する記録であれば、それに付随して10年で保存すべきものとしているが、それも事案によって変わるため、一概に保

存期間を設定することはしていない。こうした事情もあって、作成する職員に迷いが生じてしまっていることも承知はしているが、職員から質問があった際には、上記の趣旨を説明した上で、事案に応じて判断してほしいと伝えている。(湯田情報公開・文書管理課長)

●本市の経過からすると、まずはしっかりと記録を残すということが前提にある。一方で、湯田課長からも話があったように、事案に応じて残す残さないを判断するとなると、作成する職員に迷いが生じるものと思う。ある自治体では、逐語で残す必要はないが、説明した資料と、それに対して指示があった場合はその資料の中に付記して残せばよいとしているところもある。資料の中で、こここの点について訂正せよという指示があるものについての記録は簡単に残すことができるものと思うので、後になって説明が付くような形で残されればよいと考える。(鈴木公文書監理官)

【次第4 その他（1）文書作成に関する研修の実施について】

特になし。

【次第4 その他（2）令和7年度の保管状況等に関する実地調査の実施について】

●電子化を進めるという中で、復命などもAIを活用して作成することは可能か。(佐々木健康福祉局長)

⇒○今はそのような技術が進んでいることを認識している。情報公開・文書管理課としても調査研究し進めていきたい。(鯫島総括副主幹)

●当局も書類が多い所属のため、電子化は是非とも進めていただきたい。担当だけでは進めることが難しい面もあるため、電子化ツールなども取り入れた上で、検討していただきたい。(佐々木健康福祉局長)

●一点補足する。電子化の推進については、第1回公文書管理向上委員会において、鈴木都市建設局長からもご指摘をいただいたことを踏まえてとなるが、電子化の件も含めて、先日、厚木市を視察した。厚木市は、電子化率98%と非常に高い状況である。統合文書管理システムについては、本市よりも1年遅れて導入したようだが、驚いたのが、導入と同時に市長副市長決裁も電子で行っているということだ。本市でも同様のことができるかは分からぬが、局長決裁でも、依然として紙決裁は多くある。前例踏襲で前任が紙決裁をしているから、後任もそのまま紙決裁をしている状況が作成状況調査からも伺える。このため、後期の作成状況調査においては、紙決裁から電子決裁に切替できるのではないかという意見も付させていただくことはあると考えている。いずれにせよ、電子化すれば、その後の文書引継事務等も負担が軽減するので、是非とも電子化の推進はしていただきたい。

(鈴木公文書監理官)

●国交省でも、政務大臣三役に対しては、電子決裁を上げつつ、説明は紙で行い、システム上の決裁処理は所管（秘書）課が行っていたというのが実態だと思う。本市において、

依然として、市長決裁の規則や方針などは紙決裁で行っている現状は改めないと感じた。一方で、電子化を阻害している要因は、工事図面の類だと思う。厚木市がそこまで電子化が進んでいるということは、工事図面とかを電子化して正本にする取扱いをされているのだろうと思われる。(鈴木都市建設局長)

●教育委員会の特徴として、後援申請の件数が非常に多いことがある。一方で、後援申請は、申請者から紙で提出されることもあるため、そのまま紙決裁で回ってくるパターンがある。情報公開・文書管理課長の立場から言えば、これも電子化するということか。(河崎教育局長)

⇒○ご指摘のケースで言えば、スキャナで読み込んでPDF化が可能なため、電子決裁できるものと考える。(湯田情報公開・文書管理課長)

●後援申請は電子申請で受け付けることも可能かと思われる。提出された紙資料もスキャナでの読み取りができないのであれば、今はスマホの解像度も良いため、写真を撮って電子化することもできると考える。(佐々木健康福祉局長)

●昨年、申請があった任意団体の事業において、実際に事業をやらなかつたにも関わらず、参加者負担金を返還しなかつたという事例があった。これは、全国的に訴訟に発展したこともあり、本市としても、後援申請の審査というものはしっかりと行わなければならぬと感じている。

電子化することで、添付ファイルが何点も存在する場合は、一つひとつ展開しなくてはならなくなる。決裁として確認する場合、紙と電子どちらが適切に確認できるかを考えると、私個人としては紙である。このため、本当に100%の電子化を求めるかというのは疑問である。何のための決裁かということをよく考えて進めていってほしい。(河崎教育局長)

●国交省でも、電子で回しつつ、紙で説明し了解を得る運用で、電子決裁のデメリットを補完していた。現状はこの運用で上手く回っていると感じる。河崎局長のご指摘通りで、添付ファイルをいくつも付けられ、結果として、どれを確認すればよいのか分からぬという場合が往々にしてあり、都度、担当職員に確認をしていた。(鈴木都市建設局長)

●電子化すると、説明は省略してもいいと考える職員が多くいる。決裁と説明は別ものであるということをしっかりと認識させればよいと思う。(佐々木健康福祉局長)

[結果]

全ての項目について、報告が完了し承認された。

[出席者]	若林総務局長	佐々木	鈴木	芝崎消防総務課
	健康福祉局長		都市建設局長	総括主幹
				(代理出席)
	河崎教育局長	関	清水農業委員会	坪井
		参事兼監査課長	事務局総括副主幹	議会局次長
		(代理出席)	(代理出席)	(代理出席)
	鈴木	情報公開・文書管理課		
	公文書監理官	湯田課長		
		鮫島総括副主幹		